

## 社会福祉法人における継続事業の前提に関する注記には何を書けばいいのか？

継続事業の前提に関する注記はネガティブな情報開示です。理事長は積極的な情報開示をためらう恐れがあります。しかし、立場を変えて監督官庁や利害関係者からみれば、非常に重要な情報です。

この注記について不記載や説明不足をすることは、理事長や経理担当理事の責任が問われます。

<https://matsui-jicpa.net/social-notes-continuing-business/>